〔別紙３〕

長崎県市長会提出議案取扱い基準

１　各市における長崎県市長会への議案提出要件については、次のとおりとする。

（１）県内複数の市に関係する共通の課題であり、複数の市から提案されたものであること。（共通性）

（２）政府、国会において重点的に取り扱われている事項又は、長崎県市長会として重点的に取り扱う必要のある事項であること。(重要性)

（３）原則として市長会で要望する以前に、各分野における協議会等の組織で充分に協議されたものであること。

（４）要望する時期において、適切であること。（適時性、緊急性）

（５）具体性に欠けるスローガン的な事項、軽微な補助制度の拡充強化を求める内容ではないこと。

２　継続議案の取扱いについて

（１）市長会議において６回連続継続議案として要望されたものは、７回目の市長会議において提案される際は新規議案として取り扱い、提案要件も複数市からの提案であること等を満たすものであること。

（２）継続議案を７回目の市長会議に提案する市においては、その時点での諸情勢を反映した要望文案とするとともに、要望の進捗状況等についても報告できるよう準備を行うこと。

（３）新たに新規議案として承認された市長会議の次の市長会議から継続議案としての取扱いを適用する。

（４）継続議案として７回目の市長会議において、新規議案としての要件を満たす議案の提案がない場合は、取り下げたものとみなす。

　　附　則

　この要綱は、平成２０年８月２７日から施行する。